



# みみセンターだより



## 新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、日ごろから当センターへのご協力、ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。お陰様をもちまして無事新年を迎えることができました。

今年は、第61回全国ろうあ者大会が6月にここ山形県で開催される年でもあります。大会の成功へ向けて、また皆様のニーズに応えられるよう今年も職員一同頑張っております。

日中の気温は一向に上がりず寒い日が続きますが、お体に気をつけてお過ごしください。今年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



## ご存知ですか??

### 身体障がい者等用駐車施設利用制度をご存知ですか?

?身体障がい者等用駐車施設利用制度って何?

→公共施設やスーパーマーケット等に設けられている車いすマークがある駐車スペースについて、県が利用証を交付し、駐車施設を適正に利用できるようにするものです。

?誰がもらえるの?

→身体障害者、内部機能障害者、ケガや高齢等が理由で一時的に歩行が困難な方、妊婦、などです。山形県では聴覚障害者は対象外ですから、利用証をもらうことはできません。

?県外でも使えるの?

→同様の制度を導入している28府県で、山形県で発行された利用証を使う事ができます。

もともと身体障がい者用等駐車場は、車から施設等の入口まで遠かったり駐車スペースが狭かったりすると支障がある方が車を停めるためにあります。そのため、スーパーの中や公共施設を普通に歩けるのであれば、普通の駐車スペースに停めなければなりません。

障害がある人もない人も心地よく生活していくために、また、駐車施設を適正に利用するためにルールを守りましょう。

【問合せ先】〒990-8570 山形市松波 2-8-1

山形県健康福祉企画課

[TEL:023-630-2268](tel:023-630-2268)

[FAX:023-625-4294](tel:023-625-4294)



